

議第 79 号

## 財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産

救急自動車 1台

2. 譲与する相手方

一般社団法人日本外交協会

理事長 池 浦 泰 宏

3. 譲与する理由

下呂市消防本部配備の救急自動車の更新に伴い、市の財産である廃棄救急自動車が今後も有効的に利用されることを目的とし、国際交流や開発途上国における難民支援などの活動を展開している、一般社団法人日本外交協会へ譲与するもの。

平成 31 年 4 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。